

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学職員懲戒規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員懲戒規程（平成16年旭医大達第168号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長は、所属職員について懲戒に該当する非違行為があると思料したときは、速やかに学長に報告しなければならない。ただし、<u>旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程</u>（平成16年旭医大達163号。次条において「防止規程」という。）、旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（平成19年旭医大達68号。次条において「不正行為及び不正使用に関する規程」という。）及び旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達72号。次条において「公益通報に関する規程」という。）で処理することができる事案にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長は、所属職員について懲戒に該当する非違行為があると思料したときは、速やかに学長に報告しなければならない。ただし、<u>旭川医科大学ハラスメント防止規程</u>（平成16年旭医大達163号。次条において「防止規程」という。）、旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（平成19年旭医大達68号。次条において「不正行為及び不正使用に関する規程」という。）及び旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達72号。次条において「公益通報に関する規程」という。）で処理することができる事案にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p>

第2 標準例

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	降格	降職	停職	減給	譴責
1 一般服務關係							
(1)～(12) (略)							
(13) <u>セクシャル・ハラスメントを含む性暴力等</u>							
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為 <u>(性暴力等)</u> をし、又は <u>職務上若しくは教育・ 研究上の地位や人間関係などの優位性</u> に基づ く影響力を用いることにより強いて性的関係 を結び若しくはわいせつな行為をしたとき	●	●	●	●	●		
イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせ つな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手 紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまと い等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の 性的な言動」という。）を繰り返した職員は、 停職又は減給とする。					●	●	
ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的 な言動を執拗に繰り返したことにより相手が 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に 罹患したとき	●	●	●	●	●		
エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせ						●	●

第2 標準例

事由	懲戒 解雇	諭旨 解雇	降格	降職	停職	減給	譴責
1 一般服務關係							
(1)～(12) (略)							
(13) <u>セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快 にさせる職場における性的な言動及び他の職員 を不快にさせる職場外における性的な言動）</u>							
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為 をし、又は <u>職場における上司・部下等の関係</u> に 基づく影響力を用いることにより強いて性的 関係を結び若しくはわいせつな行為をしたと き	●	●	●	●	●		
イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせ つな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手 紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまと い等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の 性的な言動」という。）を繰り返した職員は、 停職又は減給とする。					●	●	
ウ イの場合において、わいせつな言辞等の性的 な言動を執拗に繰り返したことにより相手が 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に 罹患したとき	●	●	●	●	●		
エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせ						●	●

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="262 186 907 231">つな言辞等の性的な言動を行ったとき</td> <td data-bbox="907 186 1108 231"></td> </tr> </table>	つな言辞等の性的な言動を行ったとき		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 186 1803 231">つな言辞等の性的な言動を行ったとき</td> <td data-bbox="1803 186 1998 231"></td> </tr> </table>	つな言辞等の性的な言動を行ったとき	
つな言辞等の性的な言動を行ったとき					
つな言辞等の性的な言動を行ったとき					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="262 231 907 311">(14)～(16) (略)</td> <td data-bbox="907 231 1108 311"></td> </tr> </table>	(14)～(16) (略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 231 1803 311">(14)～(16) (略)</td> <td data-bbox="1803 231 1998 311"></td> </tr> </table>	(14)～(16) (略)	
(14)～(16) (略)					
(14)～(16) (略)					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="262 311 1108 399">2～6 (略)</td> </tr> </table>	2～6 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 311 1998 399">2～6 (略)</td> </tr> </table>	2～6 (略)		
2～6 (略)					
2～6 (略)					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="262 399 1108 486">(略)</td> </tr> </table>	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1158 399 1998 486">(略)</td> </tr> </table>	(略)		
(略)					
(略)					
<p data-bbox="246 494 1086 606"> <b>【改正理由】</b>          性暴力に関して、明記するため、所要の改正を行うとともに、          規定の整備を図るものである。       </p>					